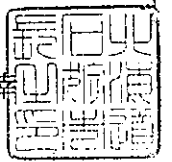


石整備第 45 号
令和 3 年 4 月 26 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



公文書一部開示決定についての審査請求に係る審査諮問書

令和 3 年 2 月 26 日付け石整備第 402、403 号で行った石狩市情報公開条例（以下「条例」という。）第 12 条第 1 項及び第 2 項による決定に対して、第三者から審査請求がありましたので、同条例第 18 条第 1 項の規定により諮問します。

1. 請求に係る情報の内容

石狩湾新港洋上風力発電事業の陸上工事に関わる全ての書類

2. 当初における実施機関の決定内容

石狩湾新港洋上風力発電事業に係る市道工事の道路占用許可申請に関する文書のうち、条例第 8 条第 2 項別表第 1、第 2、第 7 の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした一部開示決定

3. 審査請求のされた年月日

令和 3 年 3 月 12 日

4. 審査請求の趣旨及び理由

（趣旨）公文書一部開示決定を変更し、請求対象文書の全部を開示しないとする旨の裁決を求める

（理由）①本件開示請求は条例第 1 条の目的に沿わないものであり、同第 11 条第 2 号の対象文書の特定がされておらず、手続上不適法である

②本件開示文書はすべてが不開示情報（条例第 9 条第 2 号）であり、不開示情報とそれ以外とを区分することができず、一部の開示を正当化し得るものでもない

③本件文書の開示部分は条例第 8 条第 2 項別表第 2、第 3、第 6 の規定する不開示情報のいずれか、あるいは複数の不開示情報に該当するため、不開示とすべきである

（石狩市建設水道部都市整備課）

令和3年7月26日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範



令和3年4月26日付け石整備第45号をもって諮問のあった、公文書一部開示決定についての審査請求に係る諮問について審査した結果、以下のとおり答申する。

第1 審査会の結論

公文書開示請求者が、「石狩湾新港洋上風力発電事業の陸上工事に関わる全ての書類」について行った開示請求（以下「本件請求」という。）につき、実施機関が令和3年2月26日付け石整備第402号、同第403号で行った公文書一部開示決定（以下「原処分」という。）は妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

公文書開示請求者は、石狩市情報公開条例（平成10年条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定により、令和3年1月12日付けで実施機関に対し、本件請求を行った。

2 第三者への意見照会

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を「道路占用許可申請書及び許可書（いずれも添付書類を含む）、決定書、打ち合わせ簿、報告書（2件）」と特定し、打ち合わせ簿を除く本件公文書に、条例第14条第1項に規定する第三者に関する情報が記載されていることから、令和3年1月27日付け石整備第375号で当該第三者へ、公文書の開示に係る意見照会を行った。

その結果、当該第三者から令和3年2月5日付けで実施機関へ、「開示されると支障がある」として公文書の開示に関する意見書（以下「意見書」という。）が提出され、開示により支障が生じる部分を「道路占用許可申請書及び許可書（いずれも添付書類を含む）、決定書、報告書（2件）内の情報全て」とし、その理由を「条例上の不開示情報である個人情報、事業活動情報、公共安全維持情報、法令秘情報、のいずれか、あるいは複数に

該当するため」として開示に反対する旨の意思を表明した。

3 実施機関の決定

実施機関は、第三者からの意見書提出の手続を経て、本件公文書の中に条例第8条第2項別表第1号、第2号及び第7号に定める不開示情報が含まれていることを理由として、原処分を行い、令和3年2月26日付けで公文書開示請求者へ通知するとともに、当該第三者に対して原処分を行った旨を通知した。

4 審査請求及び執行停止申立

第三者（以下「審査請求人」という。）は、実施機関による原処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和3年3月12日付けで実施機関に対し、審査請求及び執行停止申立を行った。

5 諮問

実施機関は、条例第18条の規定により、令和3年4月26日付けで石狩市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

原処分を変更し、本件通知書添付の文書目録記載の各文書の

全部を開示しないとする旨の裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、概ね以下のとおりである。

(1) 本件請求は、条例第1条の定める目的に沿わないもので、不適法である。

(2) 本件請求は、開示請求対象文書の範囲が不明確で特定されておらず、不適法である（条例第11条第2号）。

(3) 本件請求対象公文書に含まれる情報は、極めて機密性の高い事業活動情報（条例第8条第2項別表第2号）で、かつ公共の安全の維持に支障が生じるおそれがある公共安全維持情報（同第6号）に該当する不開示情報であり、不開示情報とそれ以外の情報とを区分することはできないから、全部不開示とすべきである（条例第9条第1号、同第2号）。

(4) 位置図等及び強度計算書等（道路占用許可申請書添付書類）は、条例第8条第2項別表第2号の事業活動情報に該当する。

特別高圧電線の精確な位置や施工方法の詳細は、事業コストや技術の完成度に関わる機密情報であり、必要な相手

方にのみ秘密保持契約を締結して開示するのが一般的であり、開示されると競争上又は事業運営上の地位が害される。

また、既設埋設物管理企業の事業活動情報も含まれており、これらの企業の秘密情報にも該当するが、これらの企業が意見を述べる機会がないまま開示されると事業運営上の地位が害される。

○ 施工業者から入手した強度計算書等、管路布設図、占用物件構造図にはそれぞれマンホール等の詳細情報、詳細な施工方法等、工事部品の詳細が記載されており、施工業者にとって競合他社への開示を予定しない情報であるから、競争上又は事業運営上の地位が害される。

○ 位置図等及び強度計算書等は、条例第8条第2項別表第6号の公共安全維持情報に該当する。

位置図等には特別高圧電線と市民のライフラインであるガス管・水道管等の詳細な埋設位置が記載されている。この図の悪用により、埋設物の破壊や各種管への毒物混入が起こると、取り返しがつかないことから、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、他の工事業者が本件位置図等を利用し、埋設物企業者に無断で掘削工事を行い、埋設物の折損事故等が起こる可能性がある。

強度計算書等に記された工事使用部材の強度や施工方法の詳細は、位置図等の情報と合わせて悪用されると危険が増大する。

○ 条例第4条は、公文書の開示を受けた者が開示で得た情報を適正に利用し、その使用により他社の権利利益を侵害しないようにしなければならない、と定めるが罰則等の違反措置はなく、第三者に開示されると事実上、情報の取得目的や拡散範囲等がコントロール不能となり、安全への脅威は除却されない。

○ (5) 交通規制図等（道路占用許可申請書添付書類）にも特別高圧電線の位置が記載されており、前記位置図と同様、開示により審査請求人の事業運営上の地位を害するとともに、公共の安全の維持に支障が生じるおそれがある。

(6) 協議書（道路占用許可申請書添付書類）は、条例第8条第2項別表第2号の事業活動情報に該当する。

協議書には審査請求人等と石狩市担当部局のやり取りが

記載され、本件工事の詳細を含む。工事の詳細情報は、第三者に開示されないことを想定し、石狩市を信頼して開示した情報である。行政と事業者のコミュニケーションや事業者が取った具体的な手段は、競争上重要な情報である。

市から表明された懸念等について、風力発電事業反対派からの悪意ある引用で、審査請求人の事業が不当に非難を受けることも懸念される。

審査請求人以外の第三者企業の情報もあり、本件文書が開示されることでそれらの企業との信頼関係が毀損される可能性がある。また、協議書付属の地図も位置図等と同様に、事業活動情報である。

協議書は、条例第8条第2項別表第3号の意思形成過程情報にも該当する。

協議書には本件工事の意思形成過程が記載されており、工事は現在進行中なので、工事や事業に関する意思形成過程にある。文書が開示されれば、今後の協議において開示への懸念から、審査請求人等が石狩市への情報開示を控える等萎縮効果が生じ、市の適切な意思形成に著しい支障が生じることとなりかねない。

協議書に含まれる、工事に関する詳細なやり取りや工事箇所を示す地図は、位置図等と同様の観点から、条例第8条第2項別表第6号の公共安全維持情報にも該当する。

- (7) 事業者情報（道路占用許可申請書添付書類）は、条例第8条第2項別表第2号の事業活動情報に該当する。

経済産業省によるFIT制度上の認定を含めた許認可取得は、事業の根幹にかかわる情報である。「事業進捗状況」と題したプレゼン資料は、「守秘情報」の記載のとおり社外秘であり、開示により審査請求人の事業運営上の地位を害する。

事業者情報は、条例第8条第2項別表第6号の公共安全維持情報にも該当する。本件協議書には詳細な工事関連のやり取りが記載され、工事箇所等を示す地図も添付されているので、位置図等と同様、公共安全維持情報に該当する。

- (8) 工程表（道路占用許可申請書添付書類）は、条例第8条第2項別表第2号事業活動情報、同第6号の公共安全維持情報に該当する。

工程管理は大型発電事業の事業性を大きく左右し、各工程に要する工期に関する情報は事業の成否につながる重要

な情報であり、審査請求人の事業運営上の地位等を害する。

また工事中、特別高圧電線や既設ガス管露出のおそれがあり、悪意ある第三者に工程が知れると保安上の懸念が生じかねない。

(9) 道路占用許可申請書及び許可書等

道路占用許可申請書及び許可書等は、条例第8条第2項別表第2号事業活動情報、同第6号の公共安全維持情報に該当する。

許可書等には道路占用・使用期間等が記載され、位置図や工程表の情報を推知させるので、これらと同様の理由で事業活動情報、公共安全維持情報に該当する。

(10) その他の各文書

その他の各文書は、条例第8条第2項別表第2号事業活動情報、同第3号意思形成過程情報、同第6号公共安全維持情報に該当する。

他の文書同様、審査請求人の事実上の秘密が記載されていると考えられ、事業活動情報、意思形成過程情報、公共安全維持情報に該当する。

(11) 不開示情報と他の情報の区分の可否

本件各文書には不開示情報が全体に散りばめられており、不開示情報とそれ以外を区分することができないので、一部でも開示することは違法又は不当である。

第4 実施機関の弁明（要旨）

処分庁の弁明は、弁明書の記載によると、概ね以下のとおりである。

○ (1) 公文書の取得目的や理由は、公文書開示請求書の必須記載事項ではない。

通行人や市民生活に影響を及ぼす市道の工事について、市が適正な手続や判断を行っているか検証することは、市政運営に対する市民の監視として目的に適う。

○ (2) 本件請求書の記載のみで請求対象公文書の特定は可能である。

(3) 事業実施を前提とした市道の工事のための道路占用許可は、事業者の競合終了後、法定の手続を行ったことを表す情報で、審査請求人の競争上の地位を害するものではない。施工方法・使用部品等についても審査請求人独自のノウハウであると判断できる根拠はなく、インターネット上に掲載されている情報もあり、企業秘密には該当しない。

(4) 道路占用許可に係る市道の工事の危険性や、通行人・市民の安全確保措置に関する情報を知る権利は保障されるべきである。また、電線等地下埋設物の情報を限定的に開示するという慣行の存在を基礎づける資料がなく、かかる慣行に該当する情報類型やそれに本件開示対象の情報が該当するかも特定されていない。

事業者にとって、道路占用許可申請添付書類として提供した書類が公文書として情報公開制度の対象となることは当然の前提であり、どの情報がいかなる根拠で事業活動情報に当たるのか判然としない。市民等に工事の危険や影響を適切に理解してもらうには、市道の既設埋設物の情報が必要である。埋設物管理企業は埋設物位置情報を公表又は開示しており、既設埋設物の情報は、道路占用許可添付書類に記載されている限度において、市民等の安全に関わる情報である。

第三者への意見照会は条例上、道路占用許可申請者である審査請求人に対して行えば十分である。

施工業者から入手した情報について、第三者に参照されることを予定しない情報であることの具体的な根拠はない。

施工方法や工事部品の安全性について具体的に検証できる情報であり、市民等の安全に関わる情報である。

位置図等の悪用による埋設物破壊等が強く懸念されるならば、情報公開も法で制限されるはずであるが、そのような法規制はない。市道の掘削工事は市の許可を要するため、無断での工事は想定し難い。位置図等の悪用による埋設物等の破壊行為は、危険かつ重大な犯罪行為になると容易に理解でき、それでもなおそのような危険行為を行う可能性は低い。

工事使用部材の強度や施工方法の詳細は、工事の安全性について具体的に知ることができる情報であり、位置図等と同様、公共安全維持情報に該当しない。

(5) 市道の工事に伴う交通規制や規制理由は、安全確保のため、工事現場で周知する事項である。

(6) 協議書に記載された施工方法や事業者とのコミュニケーション方法はごく一般的なもので、発電事業の特別なノウハウ等は含まれていない。協議書は工事進行のための道路の使用方法や条件の協議に過ぎず、協議書の悪意ある引用による妨害で、工事計画の変更を余儀なくされる等のおそ

れは極めて小さい。

審査請求人とは別の埋設物管理企業が行う別件工事は、既に完了し、開示による不利益はない。

埋設物管理企業の情報は、公共性の高いインフラ設備の情報であり、工事で破損した場合は重大事故になる可能性のある物件の情報なので、市民等への影響について知ることができるよう開示すべきである。

本件道路占用許可に係る工事に関する意思決定は、既に終了している。工事が継続していても、工事自体は意思を形成する行為ではないので、意思形成過程情報には該当しない。

(7) 事業者情報について、経済産業省の通知に記載された情報は、インターネット等で公開されている関連情報と比較しても、審査請求人の事業運営上の地位等を害するとは認められない。「事業進捗状況」の資料は2019年11月時点のものだが、現在では関連ホームページ等で情報の大部分が公開されているので、開示による不利益はない。

(8) 工程表に記載された工程管理情報は一般的なものであり、開示により審査請求人の事業運営上の地位等を害するもの

ではない。

(9) 道路占用許可申請書及び許可書等は、位置図や工程表と同様、不開示事由はない。

(10) その他の各文書も、他の文書と同じ性質の文書で、不開示事由はない。

(11) 不開示情報は他の情報と区分して開示することができるため、一部開示決定を行った。

第5 審査請求人の反論（要旨）

審査請求人の反論は、反論書の記載によると、概ね以下のとおりである。

(1) 条例の目的に適う請求が正当な目的の請求とは言えず、機密情報や公共安全維持情報は看過されるべきではない。

(2) 開示による不利益に照らすと、本件文書の開示は違法又は不当である。

(3) 洋上風力発電の市場は全国規模で、限りある事業適地への参入を目指して日々競争が続いているため、競争は終了していない。本件文書が道路占用許可要件審査のための書類であっても、事業上の機密情報であることに変わりはない。施工方法や部品は、組み合わせが独自のノウハウに当

たるので、事業活動情報に該当する。

(4) 位置図等について、特別高圧電線の位置情報等を限定的に公開するという慣行は、当社及び関連会社のもので、国内外の風力発電業界では標準的なものである。非公開情報類型の特定は困難であるが、特に送電網とのアクセス線(特別高圧電線)、施工方法、施工スケジュールは非公開である。審査請求人は特別高圧電線の保安管理に社会的な責任があり、管理に必要な情報は厳重に管理しなければならない。これらの情報を第三者に開示し、設備管理に不備があれば、損害賠償責任等重大な損害を被りかねない。本件特別高圧電線等が損傷されれば工事が遅滞し、操業の遅延によって莫大な初期投資の回収が影響を受ける。

既設埋設物管理企業も、埋設物について保安・管理の社会的な責任を負う。これらの企業は提供した情報を道路占用許可申請に使用されることは承諾していても、管理の及ばない第三者に開示されることは承諾していない。電線・ガス管等の精確な位置情報の開示はむしろ、生命・身体又は財産を危険に晒すものである。条例第8条第2項別表第2号但書は、極限的な場合に適用するものであり、本件に

は該当しない。仮に該当するとしたら、他の既設埋設物管理企業への第三者意見照会の手続を欠いているので手続的瑕疵がある。

位置図等の情報は、既設埋設物企業のホームページで公開されていない。これらの情報公開は目的・身分照会を審査した上でやっている。

施工業者から提供を受けた情報をコントロールが及ばない第三者に開示することは、審査請求人が予定しないところであり、既設埋設物管理企業も第三者に開示しないことを条件に資料提供している。

位置図等及び強度計算書等は、重要インフラへの攻撃を可能とする情報で、埋設設備を管理する電力・ガス等会社への事前協議を欠く「未照会工事」を誘発する。世界的なライフラインに対するテロ警戒強化、ガスパ損傷事故の継続的な発生の事実から、情報の適切な管理が必要である。

(5) 交通規制図等について、本件情報は「安全確保のために工事現場で一般に周知する事柄」を超えている。

(6) 協議書について、大規模洋上風力発電事業において、地域の送配電業者の送配電網との接続は事実上の機密情報で

あり、そのことを具体的に記す協議書も事業活動情報である。地方公共団体との協議等は、地域との長期的な関係構築が不可欠な洋上風力発電事業においては重要なノウハウに該当する。

また、道路占用許可は工事完了後20年間にわたる補修対応等を含む条件を付したもので、許可によって本件事業及び工事実施に係る意思決定がすべて終わったわけではない。

(7) 事業者情報について、本件文書はインターネット等で公表している情報を大幅に超える内容を含んでいる。

(8) 本件各文書は高度に技術的な文書で、本件文書中の各情報の不開示情報性の法的判断は極めて困難であるから、文書全体を不開示とすべきである。

第6 審査会の判断

1 本件請求対象公文書について

本件請求対象公文書は、石狩湾新港洋上風力発電事業の陸上工事に係る道路占用許可申請書及び許可書各1件（いずれも添付書類含む）、及び同道路占用許可に係る決定書、打ち合わせ簿、報告書2件である。

審査請求人は、全ての文書の不開示を求めており、実施機関が

不開示と判断した箇所（施工者名、取引先名、商業登記情報等）については争いがないことから判断せず、争いがある箇所について、条例上の解釈、不開示情報該当性等を検討する。

2 不開示情報該当性等

(1) 条例第1条は、市民が市政に関する情報を知る権利の保障として、公文書の開示を求める権利を定めている。

本件開示請求は、市が管理する市道の工事に関して、市が保有する情報の開示を求めたものであり、条例の目的である「市政の運営に対する市民の監視と参加の充実に資すること」に適い、違法な請求ではない。

(2) 条例第11条第2号は公文書開示請求書に、「公文書を特定するために必要な事項」を記載しなければならないとするが、本件請求においては請求対象公文書が特定されている。

条例上、公文書開示請求があった場合、市は対象となる公文書を開示することが原則である（条例第8条第1項）。例外として、条例の定める不開示情報（同条第2項別表各号）がある場合は、不開示情報以外の部分を開示しなければならない（同項本文）。また請求対象公文書が大量な場合等においても、開示決定期間の延長（条例第13条第2項）や、請求対象

公文書を分割して開示決定することができる（同条第3項）旨が定められている。

このような情報公開制度の趣旨に鑑みれば、本件請求対象公文書の枚数が大量（900枚超）であることや、決定により開示とされた部分が広範であることをもって、直ちに違法又は不当ということとはできない。

○ (3) 条例第8条第2項別表の不開示情報は、開示の原則の例外規定であり、本件請求対象公文書内の情報が別表各号の不開示情報に該当することの挙証責任は、審査請求人の側にある。

○ 審査請求人は別表第2号事業活動情報に該当する旨を主張するが、「正当な利益を害することが明らかである」というのは、現に正当な利益を害していることまで要求するものではないが、正当な利益を害する蓋然性が具体的に存在していることを要し、単に抽象的に危険が想定されるだけでは足りない。

同様に、別表第6号公共安全維持情報についても、「公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれ」というのは、現に支障が生じていることまで要求するものではないが、支障が生じる蓋然性が具体的に存在していることを要し、単に抽象

的に危険が想定されるだけでは足りない。

本件請求対象公文書内には、市が管理する市道の既設埋設物や市道工事に関する情報が多数含まれているが、このような情報は災害、事故等の対策・対応を考えても、市民の安全を守るため、原則として開示すべき情報である。

以下、審査請求人の個別の主張について検討する。

○ (4) 位置図等及び強度計算書等

・別表第2号事業活動情報該当性

位置図等の中の特別高圧電線の位置や施工方法が機密情報であるとの主張について、本件各文書に記載された情報は、石狩市における施工箇所の地形等条件に合わせた電線の配置や施工方法及び使用部品の仕様、施工方法と部品との組み合わせである。

○ 個別の使用部品や施工方法について、これがメーカーや施工業者で極秘に開発されたものであるという主張はなく、法的保護に値するような企業の機密情報であることの挙証はない。また、工法や部品の採用と組み合わせについても、本件石狩市の施工箇所に合わせただけのものであって、法的保護に値する企業のノウハウであるとは考えられず、開示される

ことにより、全国規模の市場での競争上、どのような正当な利益が害される蓋然性が具体的に存在するのか、挙証されていない。

位置図等は限定的に開示するのが一般的である、との慣行についても、慣行によって保護される利益や非公開とされる情報類型についての主張がなく、開示によりどのような正当な利益が害される蓋然性が具体的に存在するのか、挙証されていない。

位置図等の中には既設埋設物管理企業の事業活動情報も含まれており、第三者に開示されると審査請求人及び既設埋設物管理企業に支障があるとの主張について、既設埋設物管理企業から提出された意見書は、情報公開制度が情報の利用目的や請求者の身分を確認しないことから、保安上等の懸念が生じることをもって、第三者には不開示とすることを依頼する趣旨と解される。

これによると、開示による不利益は保安等に関する「懸念」であるが、懸念は抽象的な危険を想定しただけのものであり、市の情報開示によって害される、具体的な「正当な利益」とは言えない。

加えて意見書によると、埋設物管理企業は事故防止等のため、住所・氏名・連絡先・利用目的等を確認して、情報提供を行っている。

市も市道管理者という立場上事故防止等のため、情報公開請求があれば、原則として市道の地下埋設物について保有する情報を開示すべきである。市の情報公開制度でも、情報開示請求者が住所・氏名・連絡先の情報を市側に明らかにして開示請求を行い、市から通知等を受けなければならないことからすると、実質的に、市の情報開示が企業の情報開示よりも、第三者から正当な利益を害される蓋然性を具体的にするとはいえない。

第三者への意見照会については、市が必要に応じて行うことができる手続である。本件のように申請者が提出した書類に含まれる第三者の情報について、その全員を第三者として意見を聴く義務は規定されておらず、手続上の瑕疵はない。仮に全員を第三者としなければならないとすると、手続が煩雑化して開示決定までに過大な時間を要することとなり、請求者に不利益が生じるから、条例の趣旨に相応しくない。

施工業者から入手した情報について、これは本件事業のた

めに提供された情報である。

前述のように石狩市での施工箇所の条件における情報であり、これを開示することによって、全国規模の洋上風力発電市場の競争において、どのような正当な利益が害される蓋然性が具体的に存在するのかが挙証されていない。

施工業者からの意見書においても、害される正当な利益についての主張はなく、設備への破壊および業務運営の妨害の「懸念」が示されているのみであり、前述のとおり抽象的な危険の想定にとどまる。

- ・別表第6号公共安全維持情報該当性

審査請求人は、市の情報開示が埋設物管理企業への事前協議を欠いた「未照会工事」を誘発する、と主張するが、むしろ市は未照会工事防止の観点からも、その保有する市道の地下埋設物情報について、求められれば第三者に開示し、埋設物管理者への照会を促さなければならない立場である。

また保安上懸念されている送電線等設備の破壊等テロ行為自体は、情報開示を受けるまでもなく、地上の電線の切断やマンホールからの侵害によって十分可能であり、情報開示によって犯罪が行われる蓋然性が具体的にになるとは言えない。

審査請求人が適示したテロ等に関する資料についても、世界及び全国のテロ等に関する状況を抽象的に指摘したにとどまり、石狩市の市道においてテロ等が行われ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じる蓋然性が具体的に存在していることを挙証するものではなく、単に抽象的なテロの危険を想定しているだけである。

○ 公共の安全という観点から、市道の埋設物の情報は、道路を使用する市民や通行人にとって一番重要な情報であり、情報公開制度によって公開されるということが基本である。これを不開示情報とするのであれば、不開示とすべき積極的な理由を具体的に挙証しなければならないが、その挙証がない。

・ 条例第4条について

○ 審査請求人は、開示を受けた者の情報の適正使用につき違反措置がないことをもって、開示された情報がコントロール不能になり、安全への脅威は除却されないとするが、前述のとおり、安全への脅威自体が非常に抽象的であり、道路を使用する通行人等に広く情報が知られた場合に、具体的な不利益や支障が生じる蓋然性は挙証されていない。

(5) 交通規制図等

交通規制図は、通行人等の安全を確保するため、市道の工事現場において誰でも見られるよう、基本的に公表しなければならない情報である。

審査請求人は対象公文書中に実際の工事現場での周知事項を超える情報があるとするが、該当部分の指摘とそれらの情報が別表第2号、同第6号の不開示情報に具体的に該当することの挙証はない。

(6) 協議書

協議書は、市が道路占用許可処分を行うに当たり、市民生活の安全や市道通行人の安全確保等の公益的な観点から事業者と協議した過程を具体的に知ることができる文書である。

条例の定める「市政の運営に対する市民の監視の充実を図る」目的に資する文書であり、本件市道の工事に係る市民の安全確保のための措置について具体的に知ることができる文書でもあるから、原則として開示すべきである。

・別表第2号事業活動情報該当性

審査請求人等事業者と市とのやりとりに工事の詳細情報が含まれるとしても、工事の詳細情報が企業の機密情報に該当することについて、同業者等第三者に開示されないことの期待や信

頼があったと主張するにとどまり、法律上の保護に値する正当な利益の存在について、具体的な挙証はない。

行政と事業者とのコミュニケーション方法や事業者が採用した具体的な手段、地域の送配電網との接続情報が競争上重要なノウハウで機密情報であるという主張について、市からの指導と審査請求人らによる対応は、ごく一般的なものと考えられ、市からの指摘事項とその対応として道路工事に採用する工法等の情報が、事業採択という競争市場において評価されるような重要な情報であるとは考えられない。また、この情報が同業者に知られたとして、具体的にどのような競争上の正当な利益が害されるかについての挙証もない。

風力発電事業反対派が協議書を引用し、不当な非難を受けることによる損害が発生することも、単なる「懸念」とどまり、具体的に正当な利益を害される蓋然性があることの挙証はない。

既設埋設物管理企業である第三者企業の情報も、市道に埋設された公共インフラに関する情報であり、市道工事の安全性に関わる情報で、前述のとおり市民にとっては重要な情報である。このような情報を、情報公開制度によって第三者に公開することが、「正当な利益を害する」とするのであれば、市政に関する

情報を知る権利を市民に保障する情報公開制度の趣旨を没却することになる。

- ・別表第3号意思形成過程情報該当性

本件道路占用許可が意思形成過程にあるという主張について、工事は道路占用許可決定に基づいて行われる事実行為であり、工事自体が意思を形成する行為でないことは明らかである。道路占用許可に将来の補修等に関する条件が付されていることをもって道路占用許可処分の決定自体がされていないのであれば、そもそも現に行われている本件市道工事は道路占用許可を欠く違法なものであるということになるが、審査請求人は本件工事が適法であるとの前提でこの主張をしていると考えられ、論理的に成り立たない。

- ・別表第6号公共安全維持情報該当性

前述のとおり公共の安全、すなわち市民の安全という観点からは条例上、発生が懸念されるにとどまるテロ等のおそれよりも、現に市道の通行等が制限されている工事に関する詳細情報を開示するという利益が優先される。

(7) 事業者情報

- ・別表第2号事業活動情報該当性

審査請求人は、経済産業省からの発電事業計画認定通知について「事業の根幹に関わる情報」、事業進捗状況について「守秘情報」であるとして、同業者等第三者に開示されると審査請求人の競争上の地位を危うくしかねない、と主張する。

これらの文書は、いずれも事業採択後に発生したものであり、どのような競争市場を想定しているのか判然としない。「競争上の地位を危うくしかねない」という懸念や「第三者に開示されないという理解」は、企業の正当な利益を害する蓋然性が具体的に存在することを挙証するものではない。

経済産業省の通知には市内の発電所について基本的な情報が記載されており、市民にとっては安全を確保する必要上、重要な情報を知ることができる文書であり、開示すべきである。

事業進捗状況は2019年11月時点のもので、なぜ現時点においても開示できないのかについて、合理的かつ具体的な主張はなく、他の本件対象文書と比較しても、秘匿すべき理由はない。

- ・別表第6号公共安全維持情報該当性

位置図等他の本件対象文書と比較して、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報が記載されているとは考えられず、またその旨の具体的な挙証もない。

(8) 工程表

・別表第2号事業活動情報該当性

審査請求人は工期管理が事業の成否に繋がる重要な情報であり、同業者等への開示により競争上又は事業運営上の地位が害される旨主張するが、事業採択後の具体的な工期管理がどのような競争市場における正当な利益なのか、具体的な挙証がない。

○
・別表第6号公共安全維持情報該当性

既設ガス管の露出等を伴う可能性のある本件工事の具体的なスケジュールは、むしろ市民や市道の通行人の安全確保のため、開示すべき情報である。悪意ある第三者による保安上の懸念は、前述のとおり、公共安全に支障が生じるおそれを具体的に挙証するものではない。

○
(9) 申請書及び許可書等

申請書および許可書に記載されている情報は、前述の位置図や工程表等と同様のものであり、工事ルート、道路占用期間等が記されている。

これらの情報は市民にとって市道の工事の状況を具体的に知ることができる重要なものであり、位置図・工程表等に不開示事由がなかったのと同様、不開示事由はない。

(10) その他の各文書

含まれる文書は、位置図、全体平面図、工事箇所の航空写真、市職員同士の打ち合わせ記録、市と審査請求人等との打ち合わせ記録、事業者情報等である。

前述の他の文書と同様、審査請求人の事業活動情報に該当する旨の主張には具体的な競争市場や保護すべき正当な利益の挙証がない。また道路占用許可決定が終了している現在においては意思形成過程情報には該当しない。公共安全維持情報に該当するような支障を生じる蓋然性は、具体的に挙証されていない。

(11) 不開示情報と他の情報の区分の可否

以上に述べてきた理由により、審査請求人の主張する不開示事由はないことから、市が決定した不開示部分とその他の部分は区分が可能であり、市は原処分のとおり、対象公文書を一部開示すべきである。

(12) 以上のことから、前記「第1 審査会の結論」に記載のとおり答申する。

本審査会の議事（審査会の結論）は、出席した委員5名の過半数である4名で決した（石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第3項）。

なお、少数意見（1名）の概要は、以下のとおりである。

「テロ等発生への懸念に係る、公共安全維持情報（別表第6号）に該当する部分については、不開示にすべきと考える。市は弁明書において、情報開示により送電線等が破壊される可能性はほとんどない等としているが、テロ等の発生に対する危機意識が薄いと感じる。

公共安全維持情報は『…公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる情報』と規定されているが、事業活動情報（別表第2号）が『…その他正当な利益を害することが明らかであると認められるもの』と規定されていることと比較すると、条文上、支障が生じることが明らかであることまでを要するものではなく、抽象的な保安上の支障が生ずるおそれがある場合もこれに当たると解すべきである。

したがって、本件開示部分のうち、公共安全維持情報に該当する部分については、不開示とすべきである。」

3 審査会の経過

年月日	処理経過
令和3年4月26日	○諮問書の受理 ○実施機関からの関係書類 1) 諮問書 2) 審査請求書 3) 弁明書

令和3年7月26日	4) 反論書 5) 開示決定に係る公文書 6) 審査請求人提出の証拠書類 ○実施機関から原処分～審査請求の経過等を聴取 ○審議 ○継続審議 ○結審
-----------	---